西宮市立苦楽園小学校いじめ防止対策基本方針

西宮市立苦楽園小学校

１　いじめ防止の基本方針

（１）　基本方針

本校は、国の基本方針等を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「西宮市立苦楽園小学校いじめ防止対策基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容とする。その具体的な内容として、いじめの防止の観点からは、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針とする。

また、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するための具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定める。加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校基本方針の記載内容が、学校の実情に照らして適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

（２）　基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の３点を基本理念として対策を講じる。

①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、 未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこととする。

② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していく。

③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決していく。

（３）　いじめの定義

【「いじめ」とは】
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

（４） いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識と考える。

① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

２ いじめ防止対策組織

（１） いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「**いじめ防止対策委員会**」を設置する。

□いじめ防止対策委員会

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導担当、生徒指導部、養護教諭

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

＜活 動＞

① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
② いじめ防止に関すること。
③ いじめ事案に対する対応に関すること。
④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

＜開 催＞

月１回を定例会（生徒指導部会）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

３ いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（１） 学校におけるいじめの防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」

に取り組む必要がある。子ども達・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力協働体制で実施する必要がある。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

① 生活指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
② 道徳教育、豊かな人間関係づくりをすすめる学級経営、人権週間の取組等を計画的に指導していく。
③ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発していく。

（２） インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

（３）いじめの早期発見・早期対応

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めていくようにする。

① いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を実施する。

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

1）スクールカウンセラーの活用
2）いじめ相談窓口等の設置

③ いじめの早期発見

1）昼休み等授業時間以外の児童の人間関係も継続的に観察する。
2）いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

④ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

（４）いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

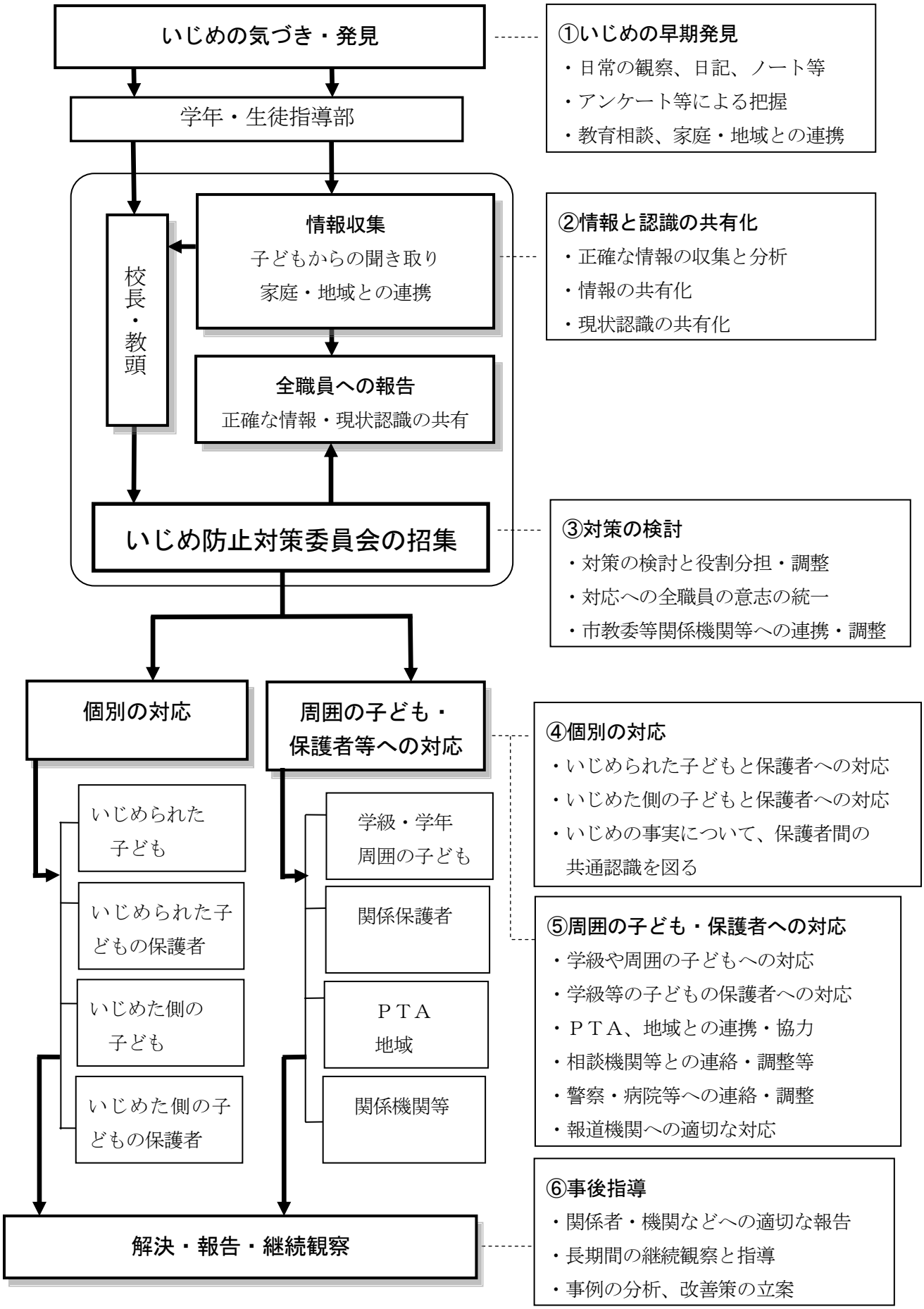

（５）未然防止及び早期発見のための指導計画

	いじめ防止対策委員会の取り組み	全職員等での取組み
１学期	＜４月＞いじめの未然防止への取組み内容の検討 ＜４月＞望ましい集団づくりのための取組み内容の検討 ＜４月＞いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ＜４月＞１学期の取組みの反省と２学期以降の取組みの検討 ＜５月＞いじめアンケート実施についての検討	＜４月＞学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（学校だより　PTA総会　学級懇談会　ホームページ等） ＜５月＞適正・生指研修会 ＜６月＞アンケート実施と集約 ＜７月＞個人懇談後の情報交換 カウンセリングマインド研修
２学期	＜９月＞いじめアンケート実施についての検討 ＜１２月＞２学期の取組みの反省と３学期以降の取組みの検討	＜８月＞情報モラル研修 ＜９月＞夏休み中の児童の様子について情報交換　（職員会議） ＜１０月＞アンケート実施と集約 ＜１１月＞カウンセリングマインド研修 ＜１２月＞個人懇談後の情報交換
３学期	＜１月＞いじめアンケート実施についての検討 ＜２月＞３学期の取組みの反省と来年度の取組みの検討	＜１月＞冬休み中の児童の様子について情報交換　（職員会議） ＜２月＞学級懇談後の情報交換 アンケート実施と集約
定期的取り組み	・毎月の職員会議で児童についての情報交換 ・児童の一日の振り返り（毎日，帰りの会） ・学年会議での情報交換（週１回）	

４　重大事態への対処

（１）学校又は西宮市教育委員会による調査

① 重大事態の発生と調査

ア重大事態の意味について

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）　**※いじめ防止対策推進法**

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第２８条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

○ 児童が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合

第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会と相談し、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

ウ調査を行うための組織について

本校が設置する調査組織は、法第２２条の規定に基づき学校に置く「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

「いじめ防止対策委員会」による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

ａ 調査のための組織に必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
ｂ いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
ｃ 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
ｄ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
ｅ 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、本校と西宮市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

（ア）いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせ

る。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、西宮市教育委員会の指導の下、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たることとする。

（イ）いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。

オ　その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、西宮市教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

アいじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

本校及び西宮市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、本校および西宮市教育委員会は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、本校が調査を行う場合においては、西宮市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、本校の状況に応じた適切な対応を受ける。

５　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１ 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から３年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本校においても、いじめの防止等に関する県や市の施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなどの措置を講じる。